

厚生労働省  
長崎労働局

労働基準監督官の仕事



働く全ての人を守るその使命のために

# 長崎労働基準監督署長からのメッセージ

私は大学卒業後、民間企業等での勤務を経験した後、平成4年に労働基準監督官になりました。任官後は広島と佐賀で勤務した後、平成11年から故郷である長崎で勤務しています。

労働基準監督官は、働く人たちが安心して働ける職場環境を実現するために、事業主に対して法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員で「労働Gメン」とも呼ばれることもあります。

労働関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して、労働条件について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行い、また、司法警察員として、重大な労災事故や労働基準法などに違反する悪質な企業を検察庁に送致することが仕事です。実際には是正勧告した後は、法違反の状態が是正されるまで粘り強く事業主に対する指導を継続し続ける、また、法律の知識不足や、あるいは人手不足など経営上の問題を抱えた事業主の相談に乗って労働環境の改善のお手伝いをするという地道な仕事が大半です。

これまでの経験上、いろいろと苦勞することもあります。労働者からだけでなく事業主からも感謝されることも、頼りにされることもたくさんあり、本当にやりがいのある仕事だと思います。

労働基準監督官を目指す上で不安を感じる方も多いかもかもしれませんが、職場の先輩たちが全力でバックアップしますのでどうぞ安心してください。

長崎県内で働く人たちを支え、労働環境を改善する仕事を、情熱と責任感を持って一緒に取り組む仲間を待っています。

## ～ 略 歴 ～

平成30年4月 島原労働基準監督署長  
令和2年4月 長崎労働局健康安全課長  
令和3年4月 長崎労働局監督課長  
令和5年4月 現職



長崎労働基準監督署長 中里 晋





# 採用試験

労働基準監督官 A (法文系) と労働基準監督官 B (理工系) の区分があり、得意な分野を選択受験できます。

採用後は試験区分による差異はなく、業務内容・研修内容・処遇は同じです。労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、調査等を行うことを主な職務としているため、文系の知識と理系の知識が必要となります。

いずれの採用区分であっても、採用後の1年間、監督指導業務等に関する中央研修や地方研修(実地研修・実地訓練)等により、知識の習得と業務の経験を積みます。



特に建設工事現場や工場への定期監督・申告監督・災害調査においては、理工学系の基礎知識を役立たせることができます。(理工学系の知識がないからといって仕事に支障を来すことはありません。)

## 監督業務

### 臨検監督

定期的あるいは申告相談などを契機に事業場に立ち入り調査をします。法令違反が認められた場合には、行政指導を行うほか、その場で使用停止命令などを命ずる行政処分を行います。

### 司法事務

重大又は悪質な事案については、刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として、取り調べなどの任意捜査や捜索・差押などの強制捜査を行い、検察庁に送致します。

### 災害調査

死亡災害などの重篤な労働災害が発生した場合には、直ちに発生現場に赴いて調査します。安全衛生課職員と一緒に調査する場合があります。





## 長時間労働是正のための指導

事業場へ臨検(立ち入り)、事業場が保管している出勤簿やタイムカード等の労働時間関係資料を調査し、違法な残業(サービス残業等)を行っていないか、過労死につながるような長時間労働を行っていないか等を確認します。

違法な残業や長時間労働等が認められれば、労働基準法等の法律に基づき、事業場に対して行政指導(是正勧告等)を行い、長時間労働の削減も含め法律違反の是正や改善を求めます。**法律違反が是正されない場合には、捜査を行い、検察庁へ書類送検する場合があります。**

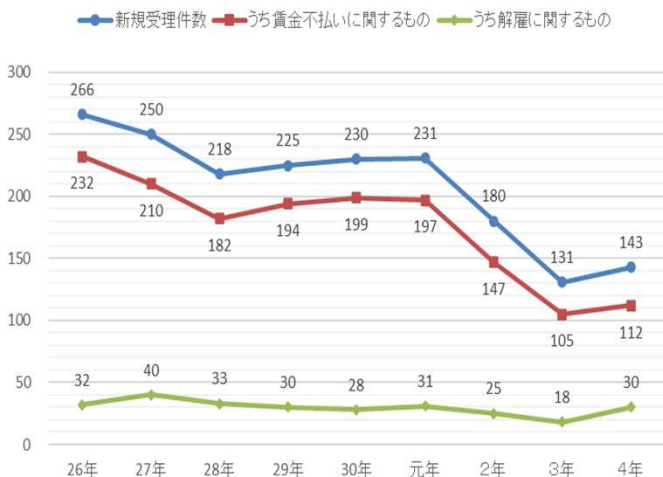
また、監督署の窓口に設置した「労働時間相談・支援コーナー」では、限度時間に適合した時間外労働・休日労働協定(通称：36協定)の締結等法律上の手続きサブプロクについての説明や、長時間労働の削減についての相談に対して、利用できる助成金の案内等の解決策を提案したりします。

## 労働災害防止の指導

工場や工事現場等への臨検(立ち入り)時、高所から墜落してケガをする等の危険な場所で作業していないか、命綱やヘルメット等作業するに当たって危険を防止するための措置を講じているか等、労働者が安全に作業しているかを確認し、危険な作業場所や危険な作業等が認められれば、労働安全衛生法等の法律に基づき、労働災害防止のため、事業場に対して行政処分(作業停止命令等)や行政指導(是正勧告等)を行います。

また、死亡災害等重篤な労働災害が発生した場合には、原因の究明を行い、事業場に対して再発防止の指導を行うとともに、**その原因に法律違反が認められれば、捜査を行い、検察庁へ書類送検する場合があります。**

労働基準法第104条に基づく  
申告件数の推移



労働者1人平均総実労働時間等の推移  
(規模30人以上の事業所)



# アクションゼロ～長崎ゼロ災運動～

長崎労働局では、「アクションZERO」と題して、各事業者、労働者及び長崎労働局（各労働基準監督署）が協力して、究極の目標である「労働災害ゼロ（ZERO）」に向けて事業場参加型の安全活動（アクションZERO）に取り組んでいます。

令和4年度は、882事業場が参加し、84%がゼロ目標を達成しています。



## 宿舎の状況は？

労働局管内には、長崎地区（西彼杵郡長与町を含む）、県央地区（諫早市・大村市）、県南地区（島原市）、県北地区（佐世保市）、離島地区（五島・対馬・壱岐）に単身用宿舎と世帯用宿舎があります。

- 築年数及び部屋の広さ等により宿舎費が異なります。  
（月額 5,000円～40,000円）
- 離島地区の宿舎は、無償貸与となります。
- 宿舎の戸数には限りがあるため、希望者が多数の場合には入居できない可能性があります。
- 民間賃貸住宅に居住する場合、賃料に応じて住居手当の支給があります。  
（上限 28,000円）



# キャリアパス・転勤は？



- 最初に配属される労働局は、原則として、生活本拠地局（長崎労働局）です。最初の2年間は全員が労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務に従事します。
- 採用後3年目に2年間、生活本拠地局以外の労働局に異動（全国異動）します。原則、この2年間は労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務に従事します。
- 採用後5年目以降は、生活本拠地局で勤務し、労働局又は労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務を中心に従事することになりますが、総合性を高めていただくために安全衛生業務や労災補償業務に、それぞれ1年以上は従事します。
- 監督官試験Bの区分で採用された方を中心として、採用後5年目以降、安全衛生業務を中心としたキャリアパスを積むことも可能です。
- 採用後15年目以降は、監督署の課長・方面主任、労働局の専門官・各課室長補佐などを経験し、最終的には監督署の副署長、署長や労働局の課室長などの幹部に登用されます。
- 長崎労働局では、離島を含めた6つの労働基準監督署と2つの駐在事務所、労働局を概ね2年から3年ごとに異動することになります。
- 異動の間隔は、職員の希望、結婚、出産、育児、介護等の状況や人事上の事情により異なります。

## 本省勤務について

採用後3年目で本人が希望し、さらに配属先の労働局長が能力や適性の面で適任と判断して推薦した場合に、厚生労働本省で勤務することが可能です。

厚生労働本省で勤務する場合には、4年間（3～6年目の間）勤務し、7年目に生活本拠地の労働局に異動しますが、引き続き、本省での勤務を希望する場合は、この限りではありません。

# 新規採用職員サポーター制度



初めての就職や転職では、多くの方が不安を感じるものです。

長崎労働局では、新規採用職員が職場内で孤立することがないように、1名につき複数名のサポーターとなる先輩職員を選任し、仕事上の疑問や職場生活、私生活等における悩みを相談できる体制を整えています。

安心して働けます



R5 新規監督官（中央）



R4 新規監督官（中央）







# 労働基準監督官 インタビュー

平成26年度任官

長崎労働基準監督署 第三方面主任監督官

向野 浩太郎



## B区分監督官を目指した理由や理工系出身の強みは？

私は機械系の大学を卒業し、民間の企業に就職していましたが、30歳まで公務員を目指すことを決めていた中で、理系でも活躍の場がある労働基準監督官に興味を持ちました。機械系出身としては、工事で使用する足場や型枠支保工等を審査する際、また、移動式クレーンや圧力容器等の特定機械を検査する際に使う用語や計算式などの労働安全衛生法に関する事が違和感なく吸収できると思います。

## 監督官として心がけていることは？

監督官は会社に予告なしに臨検し、労務・安全関係の帳簿を提示させ、時には厳しい指導をするため、会社側からマイナスのイメージを持たれることも少なくありません。

いつも心がけていることは、社長の話をよく聞き、会社のことや実情を知ることです。

監督官は労働者の味方ではなく、常に会社と労働者との中立な立場です。労働基準法や労働

安全衛生法に基づいて指導を行います。会社のことを何も知らずにただ法律論だけを振りかざしても、仕事は上手くはいきません。会社のために何ができるのかを理解したうえで仕事を進めることも大事だと思っています。

## 印象に残っている仕事は？

縫製会社で働く外国人技能実習生から勤務後に内職をしていると訴えがあり、臨検すると、会社は実習生に対し通常勤務と同じ仕事内容を時間外に内職として扱っていました。この内職は最低賃金を大きく下回っていたため、会社に遡及して残業代を支払うよう命じ、結果として100万円以上の未払いがありました。

その時に印象に残ったのは、20名程の実習生が在籍していましたが、訴えたのは1人で、他の者は最低賃金以下でもお金がもらえるなら訴えないとのことでした。

## 仕事と育児の両立(ワークライフバランス)は？

昨年まで五島駐在事務所に勤務していましたが、妻と当時1歳の息子と一緒に暮らしていました。息子が生まれてすぐに五島へ転勤となり、年度初めで多忙な時期にもかかわらず、幹部や周りの職員から育児休業を取るよう勧めていただいたので、安心して育児休業を取り、我が子の日々成長する姿を見守ることができました。







# 労働基準監督官 インタビュー

島原労働基準監督署 労災課 上山 敦志

平成30年4月	岡山労働局	
	倉敷労働基準監督署	第一方面
平成31年4月	倉敷労働基準監督署	第二方面
令和3年4月	現職	



平成30年度任官

## 現在の業務内容

島原労働基準監督署労災課に配属され、労災保険の給付に関する業務や労働保険の適用徴収に関する業務などに従事しています。

労災保険の給付に関する業務とは、主に保険給付に係る請求書の審査や災害発生状況の調査等を行い、適正かつ迅速に保険給付を行うための業務です。

また、労災保険は基本的に事業主が納付する労働保険料を基に保険給付を行うため、事業主の適正な労働保険の加入や納付は非常に重要なものとなります。この労働保険の加入や納付等に関する業務を適用徴収業務といいます。

## 局間異動や監督業務以外の業務（労災補償業務）を経験してみて感じていること

監督官の主たる業務はやはり事業場に対する臨検監督ですが、監督官が臨検を行う事業場は多種多様です。土地柄に応じて工業的業種が多い地域もあれば、商業的業種が多い地域もあるため、局間異動を経験することで監督官としての業務の幅が広がり、非常に良い経験になると思います。

また、私は採用後3年間監督業務に従事し、現在労災補償業務に従事しています。監督業務と労災補償業務では業務内容自体は異なりますが、相互に関連していることが多々あり、とても勉強になっています。

岡山局から長崎局への局間異動を経験しました！







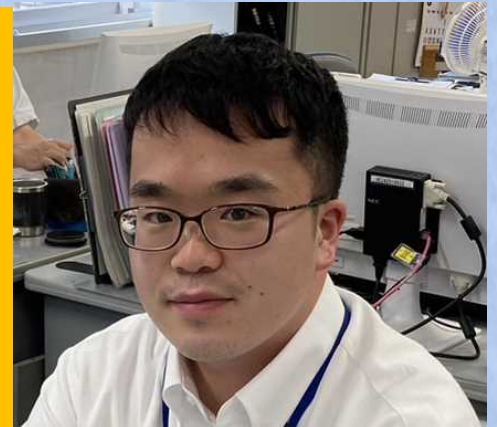
## 労働基準監督官 インタビュー

採用1年目監督官から  
監督官を目指すみなさんへ  
フレッシュなメッセージ

### 職場の雰囲気は？

日本ではいわゆる働きすぎである長時間労働が多く存在し、実際私の家族も長時間労働を行っていました。そのように悩める労働者やその周囲の人々を助けられるのは労働基準監督官にしかできない仕事だと思います。これが、私が労働基準監督官という仕事に魅力を感じた理由です。

監督や相談対応などを行っていく上でこの仕事に対する誇りや面白さを感じ、また先輩方のサポートも手厚く、新人としては働きやすい職場だと感じています。



長崎労働基準監督署  
第二方面 中尾 元



諫早労働基準監督署  
監督課 園田 裕基

任官したばかりで分からないことが多いですが、上司や先輩に相談しやすく明るい職場です。

労働基準監督官は、工場や社会福祉施設など幅広い分野の労働の実態を見ることができ、毎日新たな発見があるところが魅力だと感じています。労働環境をよりよくするため、一緒に働くことができる日を楽しみにしています！

入省前は、法律を専門的に学んだ事がなかったため、不安に思うこともありましたが、研修制度が充実していますし、サポーター制度もあり、職場全体が質問しやすい雰囲気です。

労働基準監督官は様々な業種や職種と関わるので、なにかしらの形で自分の知識や経験を活かすことができる仕事だと思います。



佐世保労働基準監督署  
監督課 堀田 賢吾





# 労働基準監督官 インタビュー

採用2年目監督官から

監督官を目指すみなさんへ熱い🗨️メッセージ

## >>> 佐世保労働基準監督署 監督課 柄本大輔

私は、前職で、マンション建設現場等の現場監督をしていました。建設現場では毎年多くの方が労働災害でケガをされています。私は、そういった労働災害で悲しむ方を一人でも減らしたいと思い労働基準監督官を志しました。

労働基準監督官は、食品加工工場や建設現場、小売店などあらゆる業種の事業場に立ち入り、調査を行うため、初めて見る機械や設備、その他、帳簿などわからないことが多くあり、戸惑うこともありますが、上司や先輩方に相談すると優しく教えてくださいますので、安心して業務に取り組むことができます。1年目には、先輩の現場に同行するだけでなく、埼玉にある労働大学校で集合研修があり、他局の仲間と切磋琢磨しながら多くのことを学ぶことができます。

2年目で経験は浅いですが、監督指導により長時間労働や賃金未払いなどの労働環境が改善され、労働者の方から感謝されたことが強く印象に残っています。

労働基準監督官の仕事は大変で、地味かもしれませんが、働く人の命と健康を守り、誰もが安心して働ける社会の実現に貢献する、とてもやりがいのある仕事だと感じています。



## >>> 諫早労働基準監督署 監督課 勝間優作



私は大学では工学部で電気工学を専攻していましたが、理系でも活躍の場がある労働基準監督官に興味を持ちました。

労働基準法などの法律には一切触れてこなかったので、入省後は不安がかなりありましたが、1年目は研修で様々なことを一から勉強できますし、現場では上司や先輩監督官について監督業務を直接学ぶことができました。

2年目でまだまだ経験不足でわからないこともありますが、上司や先輩監督官に相談すると熱心に教えてくださいます。

私は監督官の仕事の魅力は、普通の人では入ることができない様々な事業場に臨検して、建設現場や工場の機械を見ることができることだと思います。長崎には造船所や半導体工場など大規模な工場があるのでとても面白いと感じています。

労働基準監督官は、様々な業種や立場の人と関わる機会が多く、幅広い知識や経験が得られることはもちろん、今まで培ってきた知識や経験を存分に生かせる職業だと思っています。

## >>> 長崎労働基準監督署 監督課 福留惇志

労働基準監督官として採用されて1年が経過しました。初めは慣れない業務に戸惑うこともありましたが、上司や先輩方のサポートもあり、楽しく仕事に取り組むことができています。

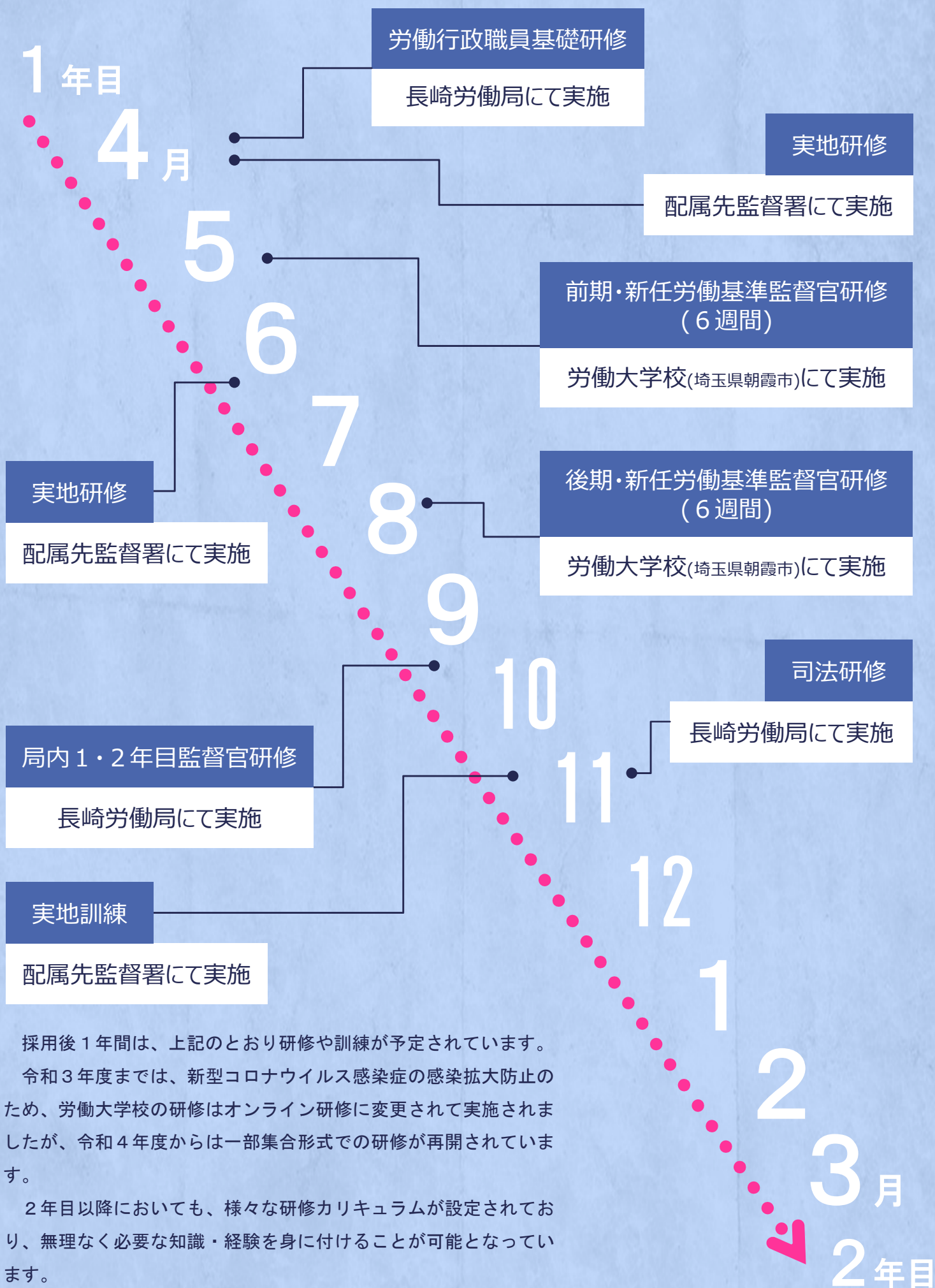
労働基準監督官の魅力は、人が生きていく上で、欠かせない「労働」の環境を直接改善することか出来る点です。公正・中立な立場から、労働者と会社の話聞き、その職場の問題点は何なのか、それを改善するには何が必要なのかを考え、提示し、改善を促すことが労働基準監督官の主な業務になります。内容によっては判断が難しいものもありますが、労働問題が解決すると、多くの方から感謝されますし、その分達成感もあります。

誰もが安心して働ける職場づくりのため、一緒に働きませんか。





# 採用後の研修



採用後1年間は、上記のとおり研修や訓練が予定されています。

令和3年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、労働大学校の研修はオンライン研修に変更されて実施されましたが、令和4年度からは一部集合形式での研修が再開されています。

2年目以降においても、様々な研修カリキュラムが設定されており、無理なく必要な知識・経験を身に付けることが可能となっています。

# おわりに

働く人にとって、安心・安全な職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要です。

少子高齢化が進む中、全ての労働者が、持てる能力を発揮し、活躍する社会を構築していくため、厚生労働省が進める長時間労働の是正を始めとした「働き方改革」の推進に関する施策には、社会的な注目が集まっています。

労働基準監督官は、「働き方改革」を進めるため、改正労働基準法等の周知を図りながら、中小企業事業主の方々の支援を行うとともに、違法な長時間労働等に対する監督指導を行っています。

また、働き方改革の前提となる適正な労働条件の確保と、安全・健康な職場作りについても、積極的な指導を展開しています。

働く人の誰もが健康を害することなく、安心・安全に働くことができる職場環境を整備するため、労働基準監督官は必要不可欠な人材です。

あなたの能力や専門的知識を長崎労働局で活かしてみませんか？



厚生労働省 長崎労働局

〒850-0033

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

TEL 095-801-0020

長崎労働局ホームページ <採用情報>

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/roudoukyoku/information/saiyo-joho.html>

